

北海道農業農村整備事業電子閲覧システム管理運用要領

第1 目的

この要領は、北海道農業農村整備事業電子閲覧システム（以下、電子閲覧システムという。）の適切な管理、運用に係る必要な事項を定め、もって農業農村整備事業等の円滑な推進及び建設業の経営効率化に資することを目的とする。

第2 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 工事等

電子データを提供する工事及び設計、測量、地質調査並びにその他の工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）は、農政部が所管する全ての工事等のうち、少額工事事務取扱要領（昭和44年7月1日付け局総第356号副出納長通達）による工事及び少額業務委託事務取扱要領（平成9年8月25日付け事調第1004号農政部長、水産林務部長通達）による業務委託を除くものとする。

(2) 提供する電子データ

提供する電子データは、「農業土木工事等における設計書作成要領」（平成20年11月19日付け事調第854号農政部長通達）（以下「作成要領」という。）により作成された公示用設計書を電子化したもので別記第1号「電子データ提供資料」のほか、過去の農業土木工事における契約実績データとするが、電子化が困難なものは対象としない。

なお、本電子データは、作成要領に定める「作成部数」には、含まないものとする。

(3) 電子閲覧システム

電子閲覧システムは、工事等の入札に係る公示用設計書等インターネットを利用し、利用者に電子データとして提供するために、北海道農政部が開発したもので、提供用 Web サイトを含む全ての関連ソフトウェアをいう。

(4) 利用者

電子閲覧システムの利用者であり、システムの利用にあたっては事前に利用者の登録を行うものとする。

第3 知的財産権

北海道農政部が開発した電子閲覧システム関連ソフトウェアの著作権、産業財産権等の知的財産権その他の権利は北海道に帰属する。

第4 システム管理者

1 電子閲覧システムを適正に管理運用するため、システム管理者を設置し、次に掲げる事項を所掌させる。

(1) 電子閲覧システムの利用登録に関すること。

- (2) 電子閲覧システムの操作説明及び処理手順等を記載した手引書を作成すること。
- (3) 電子閲覧システムに障害が発生した場合は、障害の復旧、原因の究明及び再発防止措置等を実施すること。
- (4) 別に定める農業農村整備事業情報セキュリティ対策実施手順に基づきセキュリティ対策を実施すること。
 - 2 システム管理者は、農政部農村振興局事業調整課長の職にある者とする。
 - 3 システム管理者は、北海道情報セキュリティ対策基準第7に基づく情報システム管理者とする。

第5 運用管理者

- 1 総合振興局長及び振興局長は、電子閲覧システムの円滑な運用及び安全保護を図るため、運用管理者を設置し、次に掲げる安全保護措置を講じさせるものとする。
 - (1) 電子閲覧システムの利用登録に関すること。
 - (2) 別に定める農業農村整備事業情報セキュリティ対策実施手順に基づきセキュリティ対策を実施すること。
 - (3) 運用機器の環境の整備に努めること。
 - 2 運用管理者は、総合振興局及び振興局担当課長の職にある者とする。
 - 3 運用管理者は、北海道情報セキュリティ対策の実施及び運用に関する手順Ⅰの1の(2)に基づく情報システム利用課長とする。

第6 利用者の登録

- 1 電子閲覧システムを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 工事等に関する北海道入札参加資格を有すること、または入札参加資格者と資材等取引実績を有すること。
 - (2) 上記(1)の他、システム管理者が特に認めた者は、利用者の登録ができるものとする。
 - 2 電子閲覧システムの利用登録を申請する者（以下、「申請者」という。）は、別記第2号「北海道農業農村整備事業電子閲覧システム利用規約」に同意の上、次の各号に基づき利用登録の申請を行うものとする。
 - (1) 申請者は、別記第3号「北海道農業農村整備事業電子閲覧システム利用録申請書」（以下、申請書という。）を農政部長に提出する。
 - (2) 申請書の受け付けは、運用管理者が行うこととする。
 - (3) 運用管理者は、申請書の内容に不備がないか確認の上、速やかに別記第5号「利用登録申請者一覧」を添付し、システム管理者に進達する。
 - (4) システム管理者は、進達を受けた申請書の内容を審査の上、電子閲覧システムの利用を認める場合には、利用者ID及びログインパスワードを作成し、別記第6号「電子閲覧システムの利用登録承認のお知らせ」により申請者あて電子メールまたはその他の方法により交付する。

- (5) システム管理者は、電子閲覧システムの利用承認を交付したときは、別記第7号様式「利用者管理台帳」の写しを添えて運用管理者へ通知する。このとき、「利用者管理台帳」の写しにはログインパスワードは表示しないこととする。
- (6) 利用者は、承認を受けた利用登録申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を報告する。

第7 利用者管理台帳

システム管理者は、電子閲覧システムの利用を承認した時は、別記第7号様式「利用者管理台帳」に必要事項を記載し適切に管理する。

附 則この要領は、平成20年11月19日から施行する。

附 則この要領は、平成21年 1月20日から施行する。

附 則この要領は、平成23年 4月 5日から施行する。

附 則この要領は、平成27年 2月 3日から施行する。

附 則この要領は、平成31年 3月 1日から施行する。

附 則この要領は、令和元年11月 6日から施行する。

電子データ提供資料

【作成例】

【請負工事】

	名称	ファイル名	ファイル構成	備考	
	提供資料の説明	1234_00_readme.pdf	単独ファイル		
公示用設計図書	仕様書表紙	1234_01_shiyou.pdf	単独ファイル		
					連絡先
					契約条項
					総則
					工事の概要
					工期
	図面目録				
	特記仕様書	1234_02_tokki_1.pdf	単独または複数		
	位置図	1234_03_ichizu.pdf	単独ファイル		
	工事数量総括表表紙	1234_04_suuryou.pdf	単独ファイル		
工事数量総括表					
設計図	1234_05_zumen_1.pdf	単独または複数			
参考資料	見積参考資料表紙	1234_06_sankou.pdf	単独ファイル	単価・金額欄を空白にして作成する。 ただし見積単価等一覧表は 見積単価を明示する。	
	積算書鏡				
	工事別鏡				
	工事費内訳書				
	工事費明細書				
	単価表				
	参考図	1234_07_sankouzu_1.pdf	単独または複数		
工事費内訳書表紙	1234_08_uchiwake.xls	単独ファイル	Excelデータファイル		
工事費内訳書					
	お知らせ	1234_99_oshirase.xls	単独ファイル	公示用設計書の更新等に関するお知らせです。	

※ 電子化が困難なものは含まない。

【委託業務】

	名称	ファイル名	ファイル構成	備考	
	提供資料の説明	3456_20_readme.pdf	単独ファイル		
公示用設計図書	仕様書表紙	3456_21_shiyou.pdf	単独ファイル		
					連絡先
					契約条項
					総則
					業務の概要
					業務の期間
	特記仕様書	3456_22_tokki_1.pdf	単独または複数		
	位置図	3456_23_ichizu.pdf	単独ファイル		
	成果品の名称及び数量	3456_24_seikahin.pdf	単独ファイル		
	業務数量総括表表紙	3456_25_suuryou.pdf	単独ファイル		
業務数量総括表					
図面資料	3456_26_zumen_1.pdf	単独または複数			
参考資料	見積参考資料表紙	3456_27_sankou.pdf	単独ファイル	単価・金額欄を空白にして作成する。 ただし見積単価等一覧表は 見積単価を明示する。	
	積算書鏡				
	業務別鏡				
	業務費内訳書				
	業務費明細書				
	単価表				
	委託費内訳書表紙	3456_28_uchiwake.xls	単独ファイル	Excelデータファイル	
委託費内訳書					
	お知らせ	3456_99_oshirase.xls	単独ファイル	公示用設計書の更新等に関するお知らせです。	

※ 電子化が困難なものは含まない。

北海道農業農村整備事業電子閲覧システム利用規約

第1条（目的）

北海道農業農村整備事業電子閲覧システム利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、北海道農政部（以下、「農政部」といいます。）が運営する北海道農業農村整備事業電子閲覧システム（以下、「本システム」といいます。）の利用に関する必要な事項について定めます。

第2条（利用規約の適用）

- 1 本規約は、農政部と本システムを利用する者（以下、「利用者」といいます。）の間におけるシステムの利用に関する一切の事項について適用されます。
- 2 農政部は、利用者の了解を得ることなく本規約を適宜変更することがあります。この場合、利用者は変更後の規約に同意したものとし、変更後の規約が適用されます。
- 3 変更後の規約は、農政部が別に定める場合を除き、本システムの Web サイト上に表示した時点より効力を発するものとします。

第3条（本規約の遵守）

利用者は、本システムの利用者登録申請を提出することにより、本規約に同意の意思を表示したとして、本システムの利用に関し、これを誠実に遵守することとします。

第4条（利用者の登録）

- 1 本システムの利用を希望する者は、事前に利用者の登録を行い、承認を受ける必要があります。（以下、「利用登録」といいます。）
- 2 本システムの利用を希望する者は、建設工事及び設計等に係る種類の北海道入札参加資格を有すること、または入札参加資格者と資材等取引実績を有する者とし、別記第3号「北海道農業農村整備事業電子閲覧システム利用登録申請書」を最寄りの総合振興局及び振興局へ提出するものとします。
- 3 本システムの利用を承認された利用者は、電子メールの送付又はその他の方法により、その旨を通知されますとともに、利用者 ID とログインパスワードが配布されます。
- 4 利用者は、配布された利用者 ID とログインパスワードの管理責任を負うものとします。
- 5 利用者ID及びログインパスワードの盗難、第三者による使用を知った場合には、直ちにその旨を農政部に連絡するとともに、農政部から指示がある場合には、これに従うものとします。
- 6 利用者は、承認を受けた利用登録申請の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を農政部に報告するものとします。
- 7 利用者は利用者 ID 又はログインパスワードを忘れたことによりシステムを利用できなくなった場合は、その旨を農政部に届け出たうえで、再度利用登録を申請するものとします。この場合、相応の日時が必要となり、その間、本システムの利用はできません。

第5条（利用者の責任）

- 1 利用者は、本システムを利用するために必要なソフトウェア及び通信手段に係るものを

含む全ての機器類を自己の責任と負担において準備するものとします。

また、使用する機器類については、セキュリティ対策に努めるものとします。

- 2 利用者は、本システムを利用する際に発生する通信費を含む利用機器類の運用費用の一切を負担するものとします。
- 3 利用者は、自己の責任と判断に基づき本システムを利用し、得られた各種電子情報を適切に管理するものとします。

第6条（農政部からの通知）

- 1 農政部は、本システムの Web サイト上に表示又は電子メールの送付、その他の方法により利用者に対し随時必要な事項を通知します。
- 2 前項の通知は、農政部が別に定める場合を除き、当該通知を本システムの Web 上に表示、又は電子メールを送信した時点より効力を発するものとします。

第7条（システムの利用可能な時間及び利用料金）

- 1 本システムの利用は24時間利用可能としますが、問い合わせの受付時間は、北海道庁の閉庁日を除く毎日の午前9時から午後5時までを原則とします。これによりがたい場合は、本システム Web サイト上に表示するなどの方法で通知します。
- 2 本システムの利用及び利用者登録に要する費用は、無料です。ただし、本システムの利用登録申請に係る費用等は、利用者の負担となります。

第8条（システムの利用停止又は制限）

農政部は、利用者が本規約に反する行為を行ったと認められる場合は、本システムの利用を停止又は制限することができるものとします。

第9条（本システムの一時的な中断）

農政部は次の事由により、利用者に通知することなく一時的に本システムを中断することがあります。

- (1) 設備の保守、点検及び修理などを行う場合。
- (2) 火災、停電により本システムが運営できなくなった場合。
- (3) 自然災害、事変などにより本システムが運営できなくなった場合。
- (4) その他、運営上又は技術上で本システムを一時的に中断する必要があると農政部が判断した場合。

第10条（禁止事項）

利用者は、本システムの利用にあたって、以下の各号に該当する行為又はその恐れがある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 利用者 ID 及びログオンパスワードを第三者へ貸与又は譲渡、名義変更、売買などを行う行為。
- (2) 他の利用者又は第三者になりすまして本システムを利用する行為。

- (3) 本システムの運営を妨害する行為。
- (4) 本システムから得られた各種電子情報を再頒布する行為。
- (5) その他、農政部が不相当と判断する行為。

第11条（免責事項）

- 1 利用者が使用する通信機器及び回線等に発生した障害等により、入札等に係る情報の取得や手続き等が遅延又は不能になった場合において、利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、農政部は一切の責任を負いません。
- 2 利用者 ID 及びログインパスワードの管理不十分、使用上の過誤、盗用等第三者の使用、不正使用又はその他により利用者が利用者本人でなかった場合でも、その利用によって生じた利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、農政部は一切の責任を負いません。
- 3 自然災害、事変、その他農政部の責任に帰すことのできない事由により本システムの利用が遅延又は不能となった場合においても、そのために生じた利用者の受けた損害及びシステム利用者が第三者に与えた損害について、農政部は一切の責任を負いません。
- 4 利用者が使用するいかなる機器類及びソフトウェアについて、農政部は一切の動作保証を行いません。

第12条（知的財産権）

本システムが利用者に提供するサービスに関連する一切のソフトウェア及びその他の著作物は、農政部が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。

第13条（個人情報の保護）

- 1 農政部は、個人情報の正確性を確保するとともに、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するため、情報セキュリティ対策など適切な安全管理対策を講じます。
- 2 利用者登録で得られた情報は、本システムの運営状況確認等の管理のほか、他の目的に利用することはありません。

第14条（障害時等の対応）

利用における障害が発生した場合は、お問い合わせ先までご連絡願います。

第15条（管轄裁判所）

- 1 本規約及び本システムの利用に係る同意に関連して、農政部と利用者との間で紛争が生じた場合には、当事者間において、誠意をもって協議し、その解決に努力するものとします。
- 2 本規約及び本システムの利用に関して農政部に係る紛争が生じた場合には、農政部の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

付則 この利用規約は、平成20年11月19日から施行する。

付則 この利用規約は、平成21年1月20日から施行する。

付則 この利用規約は、平成23年4月5日から施行する。

付則 この利用規約は、平成27年2月3日から施行する。

付則 この利用規約は、平成31年3月1日から施行する。

付則 この利用規約は、令和元年11月6日から施行する。

北海道農業農村整備事業電子閲覧システム利用登録申請書
(新規 ・ 変更)

年 月 日

北海道農政部長 あて

所在地 〒
商号又は名称
代表者 印
電話番号 ()

北海道農業農村整備事業電子閲覧システムの利用を希望したいので、利用規約に同意の上、申請（新規・変更）します。

1-1 北海道入札参加資格の種類

年度	登録番号	資格の種類

※ 該当する北海道入札参加資格決定通知書の写しを添付してください。

1-2 取引先及び取引資材（北海道入札参加資格がない場合）

年度	取引会社名	主な取引資材

※ 取引した納品書等の写しを添付してください。

2 連絡先

名 称	
住 所	〒
電 話	
担 当 者 名	
電 子 メ ー ル	

3 申請内容に変更箇所

変 更 箇 所	
---------	--

電子閲覧システム利用登録申請書に関する注意事項

1 北海道入札参加資格の種類または取引資材とは、次のとおりとします。

建設工事	設計等	取引資材
農業土木工事 舗装工事 鋼橋上部工事 建築工事 電気工事 管工事 塗装工事 造園工事 道路標識設置工事 機械器具設置工事	土木設計 建築設計 測量 地質調査 技術資料作成	建設資材

※ 詳細については、北海道建設工事等競争入札参加資格審査申請を確認願います。

2 該当する北海道入札参加資格決定通知書または取引した納品書等の写しを添付してください。

3 連絡先電子メールアドレスは承認通知のほか、お知らせ等に使用しますので必ず明記してください。

承認通知の以前に連絡先電子メールアドレスの確認のためメールを送信することがあります。

4 提出先は、次の最寄りの（総合）振興局産業振興部担当課とします。

(総合) 振興局	担当課	(総合) 振興局	担当課
空知 石狩 上川 オホーツク 十勝	産業振興部調整課	後志 胆振 日高 渡島 檜山 留萌 宗谷 釧路 根室	産業振興部農村振興課

5 利用者登録で得られた情報は、本システムの運営状況確認等の管理のほか、他の目的に利用することはありません。

別記第4号

北海道農業農村整備事業電子閲覧システム利用登録申請について

番 号
年 月 日

(システム管理者)

農政部農村振興局事業調整課長 あて

(運用管理者)

所 属

担当課長

別記第5号「利用登録申請者一覧」のとおり申請者より申請がありましたので進達します。

別記第6号利用登録承認メアド確認.txt

(別記第6号)

電子メール件名：電子閲覧システムの利用登録申請について
以下、本文

(申請者)
商号又は名称
代表者名 様
担当者名 様

北海道農業農村整備事業電子閲覧システムの利用登録について申請書を受理しています。

このメールは、申請書に記載されていた担当者様及びメールアドレスの確認用メールです。

着信された方は、確認のため必ず返信をお願いします。

利用登録が承認された場合、このメールアドレスあてお知らせします。

※ このメールの内容に心当たりの無い方は、その旨を明記の上、返信いただきますようお願いいたします。

問合せ先

北海道農政部農村振興局事業調整課
施工技術グループ

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111 (内線27-182)

011-204-5405 (ダイヤルイン)

電子メール nose7282@pref.hokkaido.lg.jp

別記第6号利用登録承認のお知らせ.txt

別記第6号

電子メール件名：電子閲覧システムの利用登録承認のお知らせ
以下、本文

(申請者)
商号又は名称
代表者名 様

北海道農業農村整備事業電子閲覧システムの利用を承認しましたのでお知らせします。
利用者ID及びパスワードを配布しますので、利用規約に基づき適切に管理願います。

利用者ID :
パスワード :

利用者登録申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに報告願います。

※ このメールは、登録申請書に記載されていた担当者様あて送信しています。
着信確認のため必ず返信をお願いします。

問合せ先
北海道農政部農村振興局事業調整課
施工技術グループ

〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111 (内線27-182)
011-204-5405 (ダイヤルイン)
電子メール nose7282@pref.hokkaido.lg.jp
